

告 発 状

告発人 大阪府豊能郡能勢町野間大原 595
NPO 法人アニマルレフュージ関西理事長
エリザベス・オリバー

被告発人 滋賀県近江八幡市
XXXXXXXXXX
XXXX

告発人は、被告発人(一)を下記理由により、「動物の愛護及び管理に関する法律」第27条に規定する「愛護動物を虐待した者」と認定し、また第11条で規定された「飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準」第3条2(へ)に違反するとし、厳罰に処するよう求めてここに告発する。

告発理由

被告人(一)は、滋賀県近江八幡市XXXXXXXXXXにおいて、平成15年1月より動物取扱業者の届けを出し、犬十数頭を飼育していたが、糞尿の清掃もなされていない不衛生な環境の下、十分な給水給餌をせず栄養障害状態に陥らせる環境的虐待を行ったものである。また12頭の犬の死骸を近隣住人が注意したにも係わらず、死後相当月数放置し白骨化させたものである。

被告発人(二)は、該当動物の栄養障害状態及び悪環境を虐待とは認識していない。

被告発人(三)は、平成16年2月19日に被告発人(一)より調書を取ったが、該当動物を引取った告発人には連絡はなく、該当動物の身体的状態の確認もないものである。

被告発人(二)(三)は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき十分な事情聴取もされず、被告発人(一)を告発する立場でありながら執行に至らないのは職務怠慢に値するものである。

付記

平成15年8月27日、被告発人(一)居住地自治会長より被告発人(二)に、悪臭及び犬の鳴き声の苦情と糞尿の指導依頼があった。立入検査をしようとしたが、被告発人(一)が外出する矢先の為、口答での指導のみで終わった。

平成15年9月1日、被告発人(二)ははじめて立入検査を執行し、大型犬4頭・小型犬10頭・室内犬2頭を確認した。

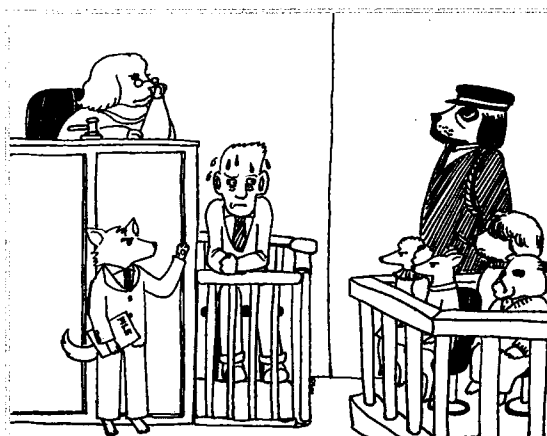
平成16年2月5日、被告発人(一)居住地自治会長より被告発人(二)に対して犬の死骸処理依頼の電話連絡が入った。

平成16年2月19日、近隣住人の依頼により告発人が被告発人(一)自宅敷地内において、被告発人(二)(三)と共に12頭の白骨化死骸を発見した。告発人は、被告発人(一)自宅敷地内に居た大型犬(成犬)3頭(バーニーズ2頭、ゴールデンレトリバー1頭)を被告発人(三)生活安全課仲介により被告発人(一)の同意の下に一時保護をした。

添付書類等

- 一、バーニーズ1頭の獣医師診断書コピー(1枚)
- 二、被告発人(一)自宅敷地内写真(12枚)
- 三、滋賀県動物管理センター公開文書(34ページ)

追記：アークは行政(警察・動物管理センター)をも告発しようと試みましたが、当局からの威圧的指示にあい、何もしないより、飼い主だけでもという観点から飼い主告発だけに至りました。
検察庁に提出した告発状は受理され、検察庁より所轄警察へと送検され、2004/4/20 現在取調中



Postscript:

At first ARK intended filing charges, not only against the breeder but also against the police and kanri centre for their neglect and inaction in this case. However filing charges against government authorities involves a different process so for the time being we are concentrating on the animal abuse committed by the breeder. The documents for the case were accepted by the Shiga Prefectural Prosecutor's Office on 20th April 2004 and have been passed onto the police to bring about charges.